

# 所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月21日

盛岡地方法務局宮古支局

登記官 佐々木 正 人

（ 公 印 省 略 ）

記

手続番号

第4004-2023-0035号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛49番